

2026年5月13日

各 位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
(コード番号：8316)

従業員向け株式報酬制度における
株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（執行役社長グループ CEO：中島 達、以下「当社」）は、2025年12月22日開催の取締役会において、株式会社三井住友銀行、SMBC日興証券株式会社、三井住友カード株式会社及び株式会社日本総合研究所の従業員を対象とする株式報酬制度（以下「本制度」といい、本制度導入のために設定済みである信託を「本信託」といいます。）について、本制度の対象となる子会社に SMBC コンシューマーファイナンス株式会社の追加を決議しております。また、当社は、本信託の受託者が行う当社株式の追加取得に係る事項について、2026年5月13日の取締役会で決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本信託の概要

(1) 名称	従業員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
(4) 受益者	従業員のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者
(6) 議決権行使	受託者は、信託管理人からの指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します
(7) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(8) 信託契約日	2024年5月23日
(9) 金銭を追加信託する日	2026年5月21日
(10) 信託終了日	2029年5月末日（予定）

2. 本信託の受託者による当社株式取得に関する事項

(1) 取得する株式の種類	普通株式
(2) 株式の取得価額の総額	6,564,000,000円（上限）
(3) 取得する株式の総数	1,094,000株（上限）
(4) 株式の取得方法	取引所市場からの取得
(5) 株式の取得時期	2026年5月21日～2026年5月29日（予定）

以 上